

児童虐待死亡事例等の検証等について

1. 趣旨

- 児童虐待による死亡事例について、児童の死亡という最悪の結果に至る前にこれを防ぐ手立てがなかったのか、どのような対応を取るべきであったのかを検証することは、今後の再発を防止する上で不可欠である。
- 厚生労働省においては、本年1月の岸和田事件の後、各地方公共団体に対し、「子どもの安全確保の優先」といった基本に立ち返った取組を求める通知を発出するとともに、地方公共団体からの事例の検証と改善策の報告に基づき、虐待による死亡事例を検証し、これを踏まえて虐待防止のための具体的対策をとりまとめる等の対策を講じてきたところである。
- しかしながら、岸和田事件以降も不幸な事件が依然として発生しており、特に、児童相談所等の福祉機関が関わりながら未然防止ができなかつた事例が出てきている。
先の栃木県小山市における児童2名の死亡事件についても、「家族関係等の情報収集の不足により、危機レベルの判断等事件の評価に偏たりが生じたのではないか」、「家族による引き取り後のフォローワーク体制が構築されていなかつたのではないか」等、児童虐待による死亡事例でこれまでも指摘されてきた共通の課題が当てはまるのではないかと思量される。
- また、先の通常国会で成立した改正児童虐待防止法（一部を除き、本年10月1日施行）においても、我が国が児童虐待防止対策に本格的に取り組んでまだ日も浅く、また、諸外国にあっても様々な試行錯誤が試みられている状況を踏まえ、国及び地方公共団体の責務として児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うことが明確にされたところである。

- こうした状況や改正児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童虐待による全国の死亡事例について、地方公共団体をはじめ関係機関の協力を得つつ、専門家の意見も聞いた上で多面的な角度からより客観的に検証し、全国の児童福祉関係者が再度認識すべき共通の課題とこれへの対応を整理し、徹底する必要がある。

このことは、制度の運用面での改善を通じて、このような不幸な事件の再発を防止する一方で、制度面に課題がある場合はこれらを抽出することができるという意味でも有意義であると考える。

2. 厚生労働省における今後の具体的な取組

(1) 児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置する。(案)

- ・ 児童虐待による死亡事例の総体的な分析や、児童虐待等の重大事案を取り上げて検証を行う。
- ・ 同専門委員会は審議の過程で個人情報を取り扱う可能性があるため、非公開とする。
- ・ 検討の成果は、個人情報の取扱に十分配慮した上で公表する。
- ・ メンバーは別紙のとおり。

(2) 全国の児童相談所の業務体制等についての実情把握

- ・ 全国の児童相談所における、職員の専門性の確保のための取組、業務の方法等について実情を把握する。
- ・ 厚生労働省職員及び外部有識者が各都道府県・政令指定都市児童相談所1か所程度を訪問し、ヒアリングを行う。
- ・ 上記の実情把握で得られた情報は逐次(1)の専門調査会の検討に活用されるものとする。

(3) 要保護事例に対応するための情報収集と評価に関する指針の作成及び周知

- ・ 児童虐待等の要保護事例について、初期段階の情報収集とその評価のための指針を専門家の知見を得つつ、作成し、周知する。

別紙

児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

岩城 正光	子どもの虐待防止ネットワークあいち理事長、弁護士
奥山真紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
柏女 靈峰	淑徳大学社会学部社会福祉学科教授
坂本 正子	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課課長補佐
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授（元大阪市中央児童相談所長）
西澤 哲	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
野田 正人	立命館大学産業社会学部教授、元家裁調査官
松原 康雄	明治学院大学社会学部教授

(注) 上記のほか、事案又は検討の内容に応じて、必要な専門家をオブザーバーとして参加させることができる。

「三位一体改革」に関する前回の部会（9月3日） における主な意見の概要

- 少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法が制定されてきた中で、障害者や高齢者以上に子ども関係の補助金が教育・保育問わず廃止の対象とされているのは理解できない。
- 地方の裁量が拡大すること自体はいいが、今の地方の財政難の中では、公私幼保の再編がマイナスの方向に進む可能性がある。総合施設構想についても、我々が議論してきた「子どもの最善の利益」とは違う方向で使われてしまう懸念がある。
- 地域コミュニティづくりを、ソーシャル・インクルージョンという社会的に排除される人を出さないための地域づくりという発想で、子ども、子育て家庭も含め、新しくデザインすることができないか。
- 人間の一生ということで考えたとき、本来、トータルで見るべき人間の一生における健康と安心の保障がライフステージによって分断されてしまうことは大きな問題。人間の一生の入り口である子どもが生まれ育っていく時は地方が負担して、高齢者になったときは、国も負担し、国民すべてが一定の負担をするという仕組みはおかしい。
- このような仕組みの下では、子育て支援サービスに熱心な自治体で育った子どもたちが成人したときに、子育て支援サービスには熱心でなかった自治体の高齢者を支えていくことになる。こういう仕組みの中で、自治体に子どもの生まれ育つ環境作りを積極的に進めていくインセンティブが働くのか疑問。
- 少子化対策を進めるべき大事な時期に、そのインセンティブが働かないような仕組みにしていくのは疑問。少なくとも、国が財源においても一定の責任を果たす仕組みにするべき。
- 子どもを育していくための仕組み、財源、サービスの内容、提供方法、利用方法を抜本的に議論するべき。

- 地方の負担も都道府県が負担しているものと、市町村が負担しているもので分かれている。要保護児童関係は、都道府県のみ負担しており市町村は負担していないが、そのような仕組みで本当によいのか。
- 子育てに対する社会的な評価の低さや高齢者に偏った社会保障の配分の見直しなどについてアピールしてはどうだろうか、当部会として一定の提言なりを行うなど、社会に訴えかけていく必要がある。
- 社会保障給付費の中に占める児童関係分が余りに低いのは問題であり、こうした点を含め、意見を集約していくことが大事。
- 子どもたちが生まれた地域の財政力によって基本的、経済的な生活保障の格差がつくのは問題である。児童手当や小児医療の扱いは、国がしっかりととした基準を作るべき。
- 現実に即した現物給付（サービス）については、現場である自治体の方がよく知っている。国の補助金は、基準が細分化され地方の裁量が発揮できなかったり、使い勝手が悪かったり、補助金の採否が決まらないと計画が進められないなど自治体現場独自の計画づくりがしにくい。その意味で、一般論としては一般財源化に賛成。
- 自治体では、これまで機会がなかつたため、政策を独自に考えていく訓練ができていない。これからは、そういう訓練を自治体もしていく必要がある。
- 一般財源化を行ったとしても国のやるべきことはある。生活基盤を安定させるための基準の整備や労働環境の整備などの法整備は国としてますます重要な役割である。国と自治体それぞれが行うべき役割を議論していくことが必要。
- 少子化は日本の国家的危機である。国を挙げて子どもたちに資源を投入し、子どもたちを守り育てるという姿勢を示すことが必要。もう少し、社会保障の予算を児童福祉分野に配分できる構造的改革が必要。